

第四次 もろやま男女共同参画プラン

毛呂山町DV防止基本計画
毛呂山町女性活躍推進計画
毛呂山町困難女性支援基本計画

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～



令和7年3月

毛 呂 山 町

はじめに



本町では、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、以降、平成15年3月に「もろやま男女共生プラン（改訂版）」、平成18年3月に「第二次もろやま男女共生プラン」を策定いたしました。平成28年3月には、「第三次もろやま男女共同参画プラン（毛呂山町DV防止基本計画・毛呂山町女性活躍推進計画）」を策定し、男女共同参画に関する意識啓発をはじめ、さまざまな施策を推進してまいりました。

これまでの取組により、男女共同参画社会に対する意識や関心は少しずつ高まり、理解も深まりつつあるものの、依然として、家庭や職場、社会全体において、性別による役割分担の意識や思い込み（アンコンシャス・バイアス）や、配偶者等からの暴力（DV）など、解決しなければならない多くの課題が存在しています。また、近年の感染症の流行や災害の発生など、日常のみならず、非常時においても男女共同参画の視点が必要とされています。

このような状況を踏まえ、町では「第四次もろやま男女共同参画プラン」を策定いたしました。この計画は「女性活躍推進計画」、「DV防止基本計画」、「困難女性支援基本計画」の市町村計画としても位置づけられています。

本プランでは「一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」を基本理念に掲げ、行政はもちろん、町民、事業者、教育機関、各種団体など、多くの皆さまと連携し、協働して進めていくことが重要であります。より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、毛呂山町男女共同参画推進会議委員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、関係者の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

毛呂山町長 井上健次

第四次もろやま男女共同参画プラン

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと性格.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3

第2章 毛呂山町の現状

1 人口の動向.....	4
2 住民意識調査.....	7

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念.....	21
2 計画の体系.....	22
3 基本目標.....	23

基本目標Ⅰ 人権を尊重し認め合える意識づくり.....	23
施策の方向1 男女共同参画に関する意識啓発の推進.....	23
施策の方向2 男女共同参画に関する学習機会の提供.....	24

基本目標Ⅱ いきいきと活躍できる環境づくり【毛呂山町女性活躍推進計画】	26
施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの充実.....	26
施策の方向2 政策決定過程への男女共同参画の促進.....	28

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり 【毛呂山町DV防止基本計画及び毛呂山町困難女性支援基本計画を含む】	29
施策の方向1 安全安心な地域づくりの推進.....	29
施策の方向2 誰もが安心して生活するための多様な生き方への支援.....	30
施策の方向3 あらゆる暴力の根絶（毛呂山町DV防止基本計画）.....	32
施策の方向4 困難な問題を抱える女性への支援（毛呂山町困難女性支援基本計画）	34

第4章 計画の推進

1 推進体制.....	35
2 評価方法.....	35
3 数値目標.....	36

資料編

1 毛呂山町男女共同参画推進会議設置要綱.....	37
2 毛呂山町男女共同参画推進会議委員名簿.....	38
3 毛呂山町DV等対策庁内連携会議設置要綱.....	39
4 第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会委員名簿.....	41
5 策定経過.....	42
6 男女共同参画に関する年表.....	43

*印のある用語は、46～48ページに用語解説を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会*とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、女性にとっても男性にとっても性別にかかわらず生きやすい社会を実現することです。

毛呂山町では、男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにそのらしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会の実現に向けて、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、見直しを図りながらさまざまな取組を進めてきました。

国内では、少子高齢化の進展、働き方改革関連法の施行、女性活躍推進法*の改正、そして、令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。それらを踏まえ、さらなる女性の活躍の推進に対応していくことが社会に求められています。

また、国際的には、ジェンダー*平等の達成を目標の一つとする、持続可能な開発目標（SDGs*）の推進について合意がなされ、2030（令和12）年までに、これを達成することを目指しています。

これらの国内外の動きを踏まえて、現行計画の計画期間が令和6年度で終了することから、男女共同参画社会のさらなる促進に向けて、「第四次もろやま男女共同参画プラン」を策定します。



2 計画の位置づけと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第六次毛呂山町総合振興計画」の部門別計画の一つであり、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村DV*防止基本計画）」を含みます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、市町村推進計画を含みます。
- (6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく、市町村基本計画を含みます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度～令和16年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行って改善を図るものとします。



4 計画の策定体制

次の組織において、計画内容に関する協議・検討を行いました。

- (1) 毛呂山町男女共同参画推進会議
- (2) 第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会
- (3) 毛呂山町男女共同参画に関するアンケート調査の実施

町民の男女共同参画に関する意識を把握し、本町における課題の把握や第四次もろやま男女共同参画プランの施策の方向性に反映させることを目的として、町内在住の18歳以上の町民1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

第2章 毛呂山町の現状

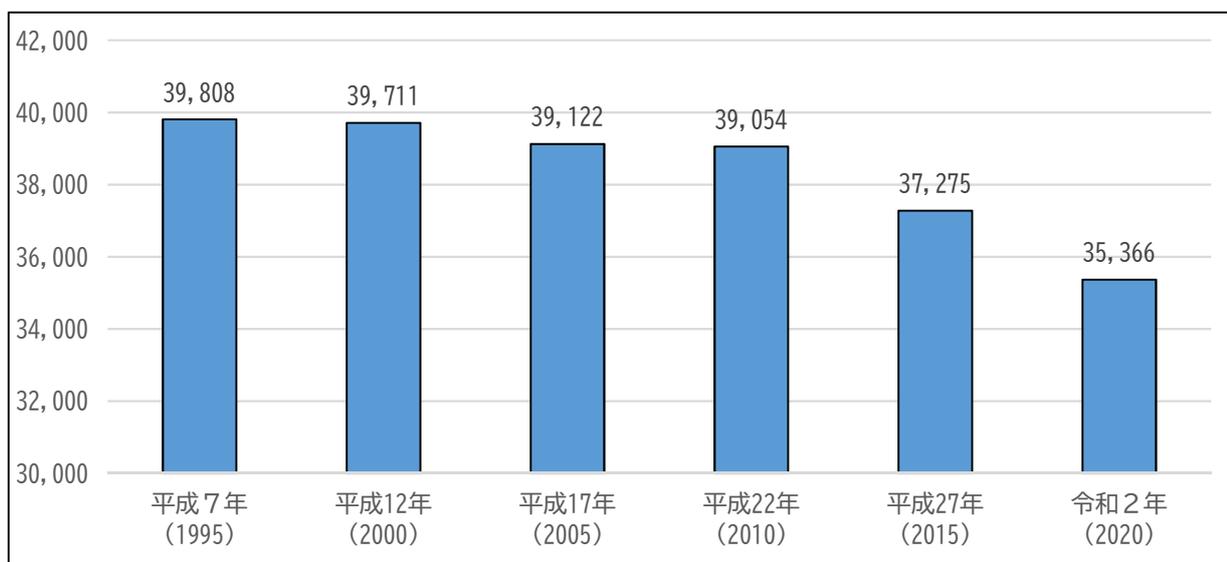
1 人口の動向

1 人口の推移

本町の国勢調査人口の推移は、以下のとおりとなっており、人口減少が進んでいます。

【国勢調査人口の推移】

(単位：人)



各年10月1日時点

※資料：国勢調査

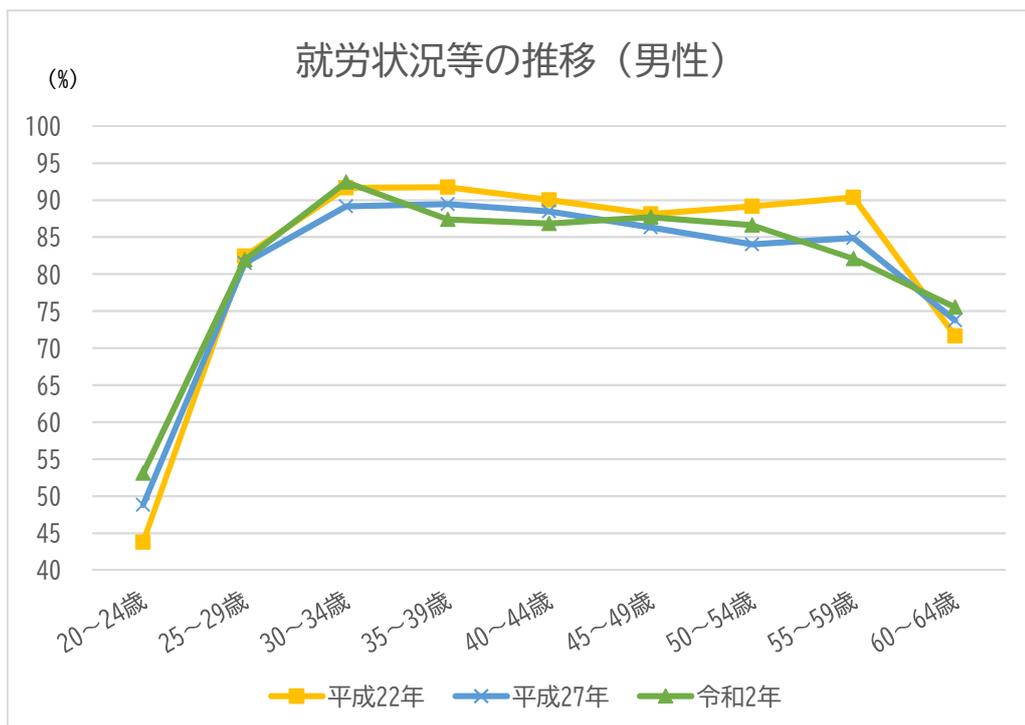
2 男女別就労状況

毛呂山町の就労状況を経年比較すると、男性の就業率は、35歳以上の年代のほとんどで、平成22年調査結果を下回るものの、平成27年調査結果とは大きな変化はみられません。一方、女性の就業率は、25歳以上のすべての年代で就業率の上昇がみられます。また、女性の就業率を年齢別にみていくと、女性の就業率特有であったM字型曲線*がなだらかになってきています。

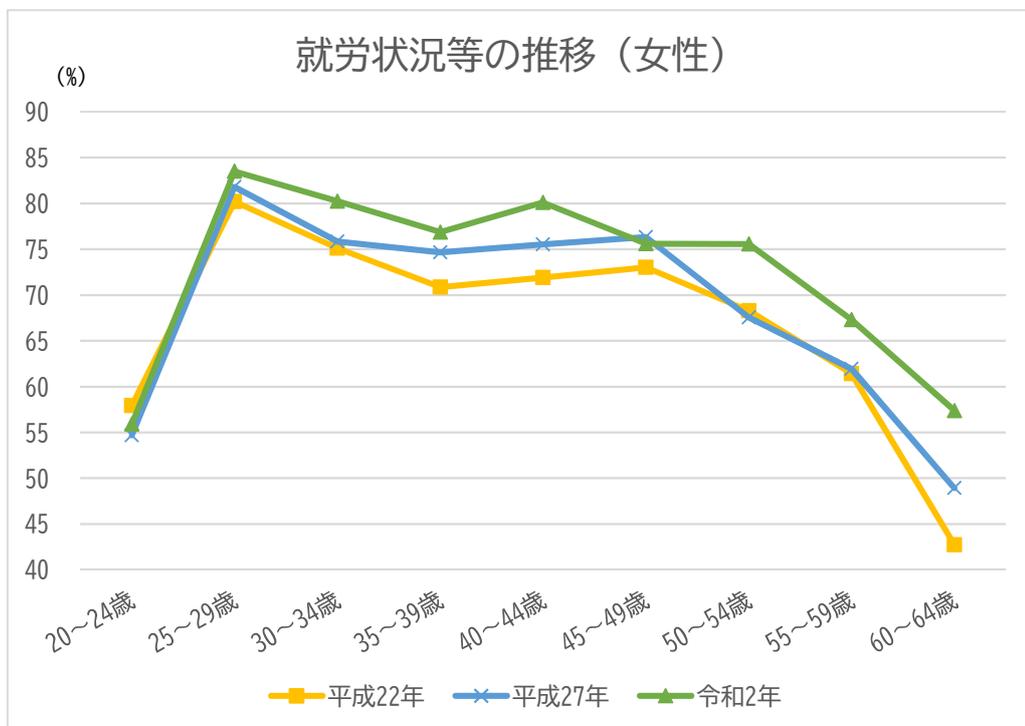
毛呂山町の就労状況を全国・埼玉県と比較すると、男性の就業率は、全体的に全国・埼玉県を下回るものの、同様の台形型の傾向で推移しています。また、女性の就業率は、29歳以下及び45歳以上で全国・埼玉県を下回るものの、全国・埼玉県と同様にM字型曲線は解消の傾向となっています。

全国・埼玉県と同様に本町においても、男女雇用機会均等法*や育児・介護休業法*等の改正、子育て環境の充実などにより、女性を取り巻く就労環境が改善されつつあるという結果がみられます。しかし、男性と比較すると依然として就業率が低い状況にあり、仕事と生活の両立支援の拡充を図る必要があります。

【就労状況等の推移 経年比較（男性）】

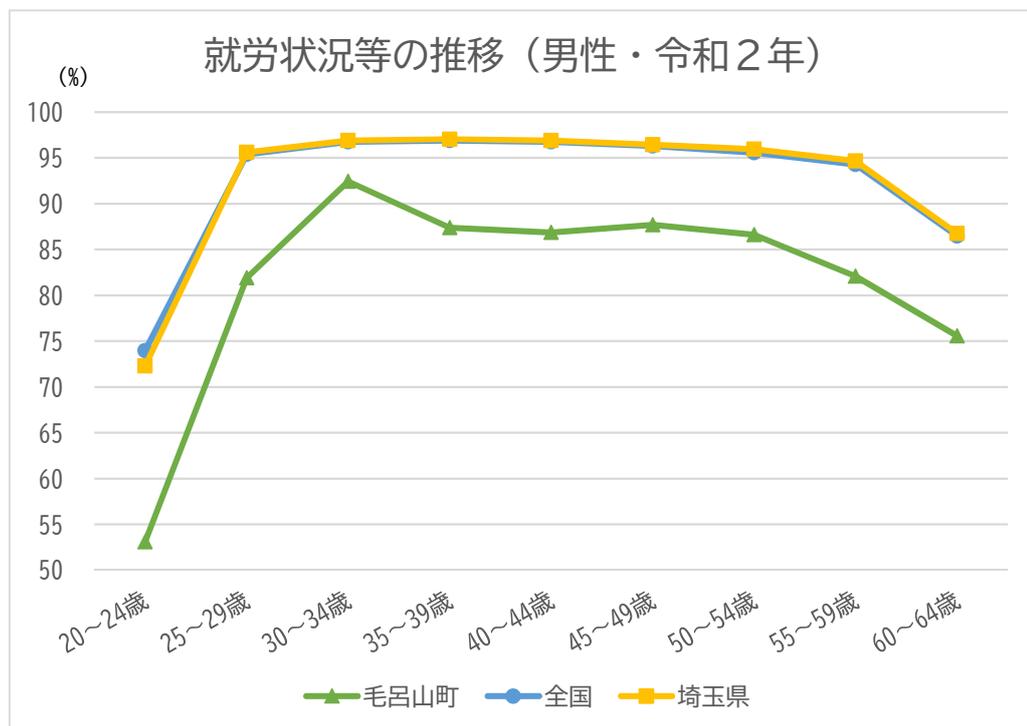


【就労状況等の推移 経年比較（女性）】

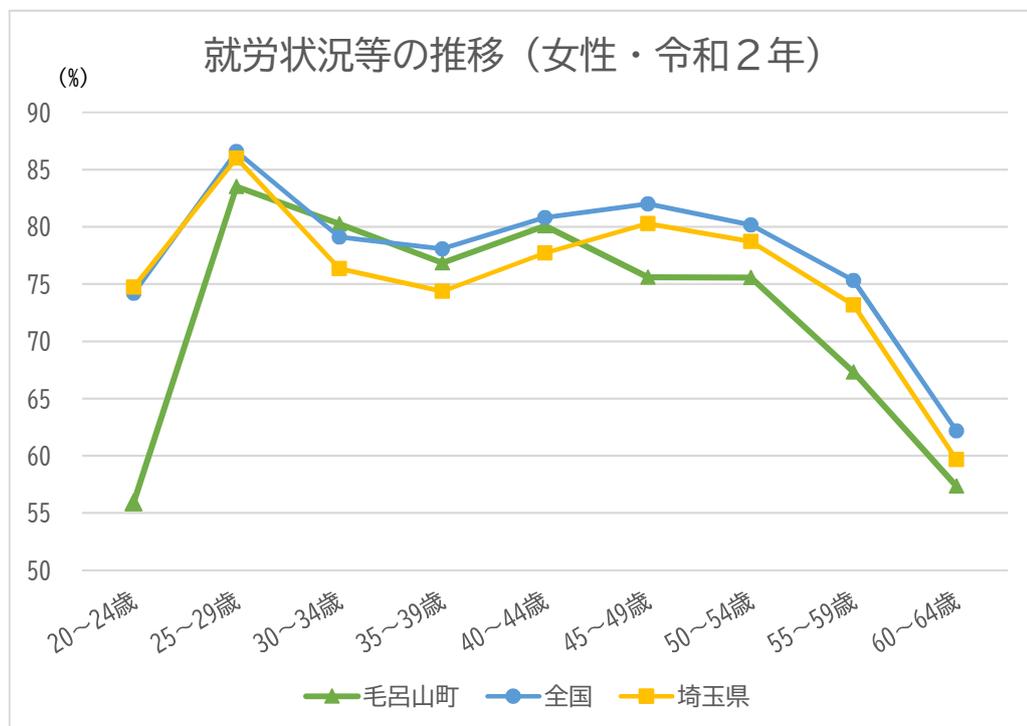


※資料：国勢調査

【就労状況等の推移 全国・埼玉県との比較（男性）】



【就労状況等の推移 全国・埼玉県との比較（女性）】



※資料：国勢調査

2 住民意識調査（毛呂山町男女共同参画に関するアンケート調査）

1 調査結果概要

（1）調査の目的

町民の男女共同参画に関する意識を把握し、本町における課題の把握や第四次もろやま男女共同参画プランの施策の方向性に反映させることを目的として、町内在住の18歳以上の町民1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）調査の設計

項目	内容
調査期間	令和6年7月17日(水)～令和6年7月26日(金)
調査対象	毛呂山町内在住の18歳以上の町民
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送による配布、郵送またはオンラインでの回収

（3）回収結果

調査対象	配布数	回収数	有効回答数	有効回収率
郵送回答	1,000	259	362	36.2%
オンライン回答		105		

なお、回答者の年代は、「50歳代」が21.5%と最も高く、次いで「40歳代」が20.4%、「30歳代」が17.4%でした。

2 調査結果抜粋

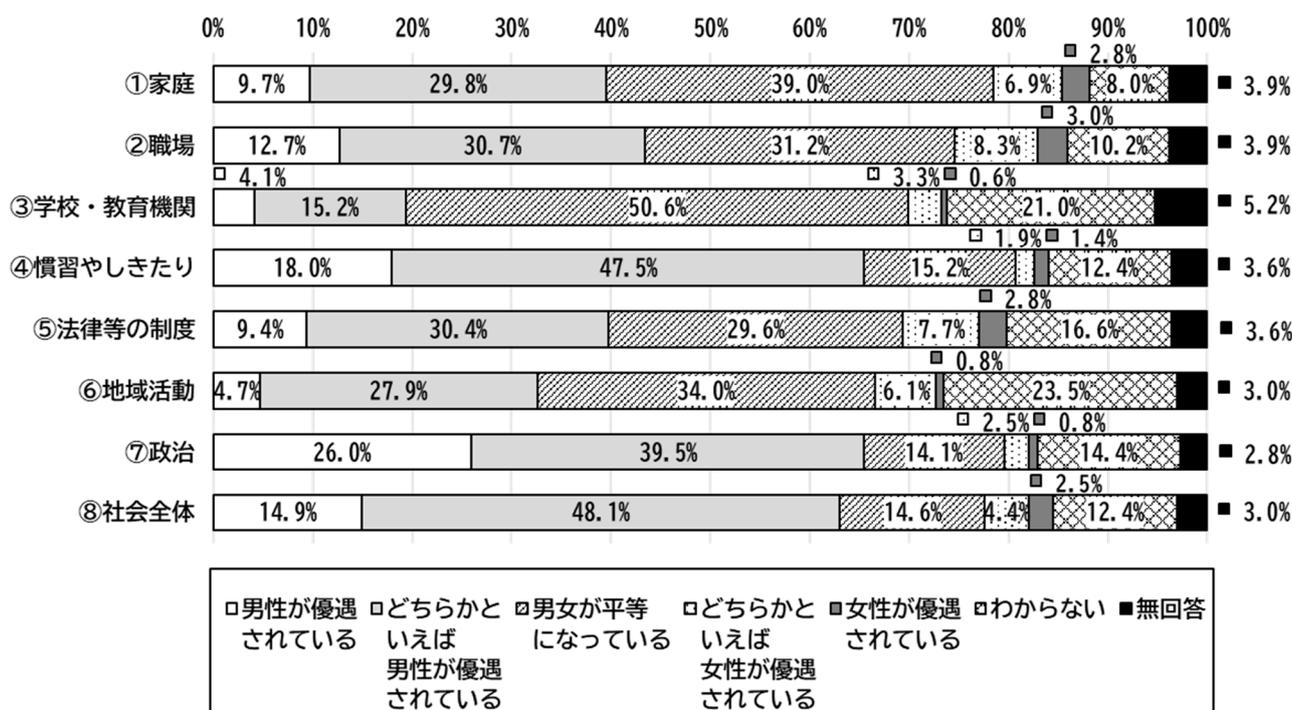
本計画の策定にあたって、令和6年に実施した住民意識調査の結果から、特徴的な結果を抜粋しました。

【1 男女平等意識について】

問 あなたは、次の①～⑧の項目について男女の地位をどのように感じていますか。
(回答は、それぞれ1つ)

男女平等意識に関する設問において、男女の地位についてたずねたところ、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』という回答では、「④慣習やしきたり」及び「⑦政治」が65.5%と最も高く、次いで「⑧社会全体」が63.0%となっています。一方で、「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が優遇されている」を合わせた『女性が優遇されている』という回答では、「②職場」が11.3%と最も高く、次いで「⑤法律等の制度」が10.5%となっています。

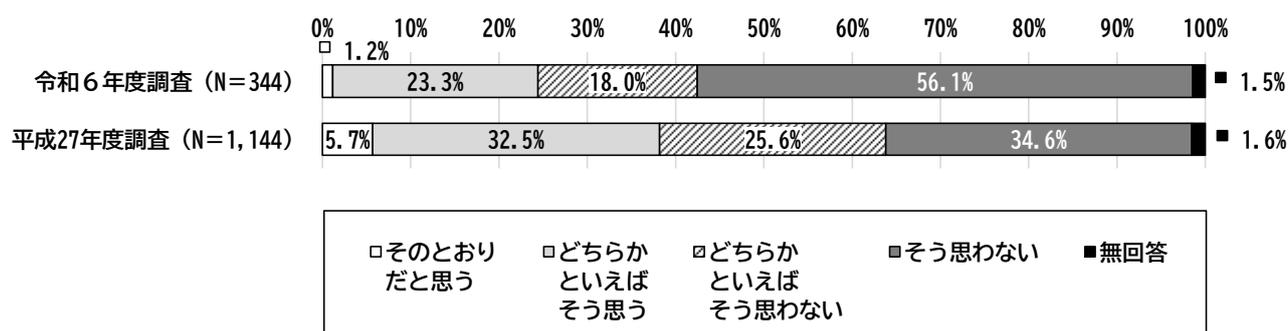
また、「男女が平等になっている」という回答では、「③学校・教育機関」が50.6%と最も高くなっています。



問 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方を、どのように思いますか。(回答は、1つ)

【平成 27 年度調査との比較】

男女の役割分担の考え方を平成 27 年度調査結果と比較すると、令和 6 年度調査では「そう思わない」との回答割合が 21.5 ポイント増加しています。他の回答割合は減少しており、10 年の間に固定的な性別役割分担*に対する意識に大きな変化がみられることがうかがえます。



男女共同参画社会の実現に向けた取組や、社会情勢の変化などにより、以前と比べて男女平等に関する社会の意識は徐々に変化しています。

住民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方に対して、「そう思わない」と回答した方が 50%以上を占めています。

しかし、依然として社会全体において、女性よりも男性の方が優遇されているという意識が残っています。

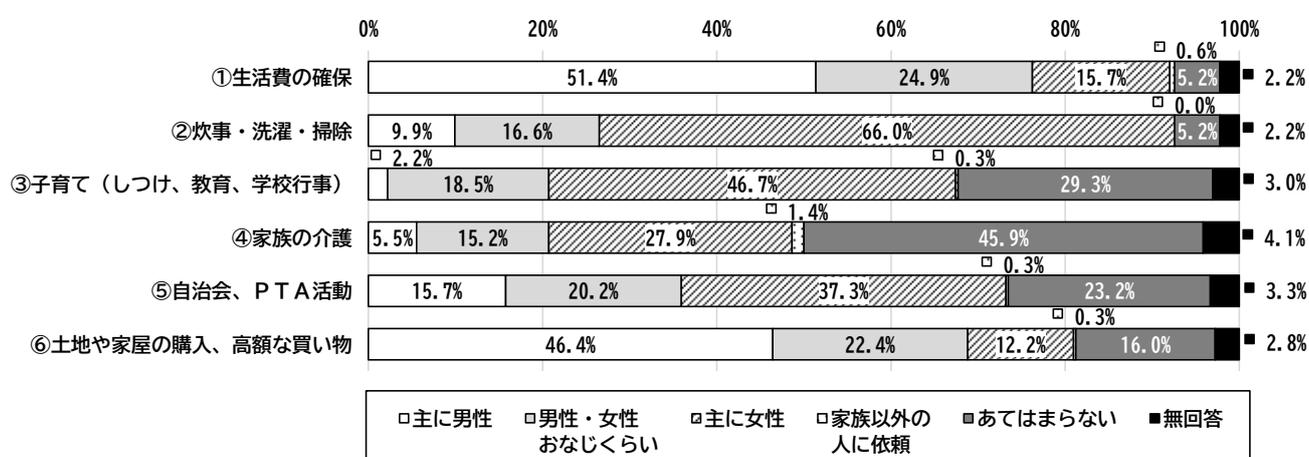
また、女性と男性の地位について、社会全体において「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』という回答の割合は 60%を超え、「男女が平等となっている」と答えた方は 15%未満となっています。項目別に見ても、「慣習やしきたり」「政治」に関して「男女が平等となっている」と回答した方も同様に 15%前後と低い割合となっています。

【2 家庭生活について】

問 現在、あなたの家庭では次のことを主にどなたが行っていますか。（回答は、それぞれ1つ）

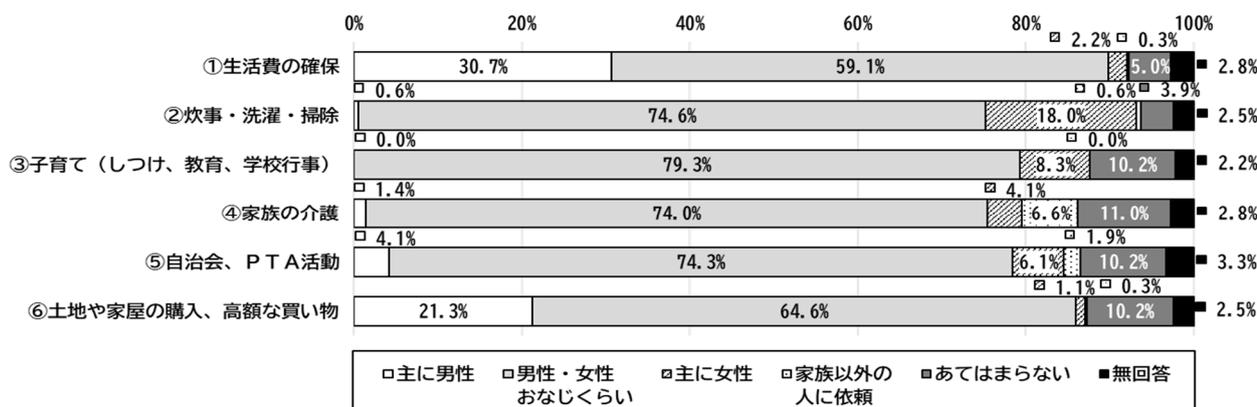
家庭生活に関する設問において、各項目について主に行っているのは誰か（実態）をたずねたところ、「主に男性」の回答では、「①生活費の確保」が51.4%と最も高く、次いで「⑥土地や家屋の購入、高額な買い物」が46.4%となっています。一方で、「主に女性」の回答では、「②炊事・洗濯・掃除」が66.0%と最も高く、次いで「③子育て（しつけ、教育、学校行事）」が46.7%となっています。

また、「男性・女性おなじくらい」の回答では、「①生活費の確保」が24.9%と最も高くなっています。



問 あなたは、次の①～⑥の項目について、主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか。（回答は、それぞれ1つ）

家庭生活に関する設問において、各項目について主に男性、女性のどちらが担う方がよいか（理想）をたずねたところ、「主に男性」の回答では、「①生活費の確保」が30.7%と最も高く、次いで「⑥土地や家屋の購入、高額な買い物」が21.3%となっています。一方で、「主に女性」の回答では、「②炊事・洗濯・掃除」が18.0%と最も高く、次に「③子育て（しつけ、教育、学校行事）」が8.3%となっています。また、「男性・女性おなじくらい」の回答では、「③子育て（しつけ、教育、学校行事）」が79.3%と最も高くなっています。



男女が共に責任を担い、家庭・職場・地域の活動をバランスよく営むことは、男女共同参画社会の基本であり、豊かで活力のある社会を実現する上で非常に重要です。

住民意識調査によると、家庭での役割について、「現在、主に行っているのは誰か（実態）」での回答と、「主に男性、女性のどちらが担う方がよいか（理想）」での回答を比較すると、どちらも、「主に男性」となっている項目は「①生活費の確保」や「⑥土地や家屋の購入、高額な買い物」である一方、「主に女性」となっている項目は、「②炊事・洗濯・掃除」や「③子育て（しつけ、教育、学校行事）」が含まれており、実態と理想は同様の傾向となっています。

しかし、「主に男性、女性のどちらが担う方がよいか（理想）」の回答では各項目において「男性・女性おなじくらい」の回答が多数を占めています。一方で、「現在、主に行っているのは誰か（実態）」の回答においては、「男性・女性おなじくらい」の回答の割合は低く、理想と実態の間には大きな差があることがうかがえます。

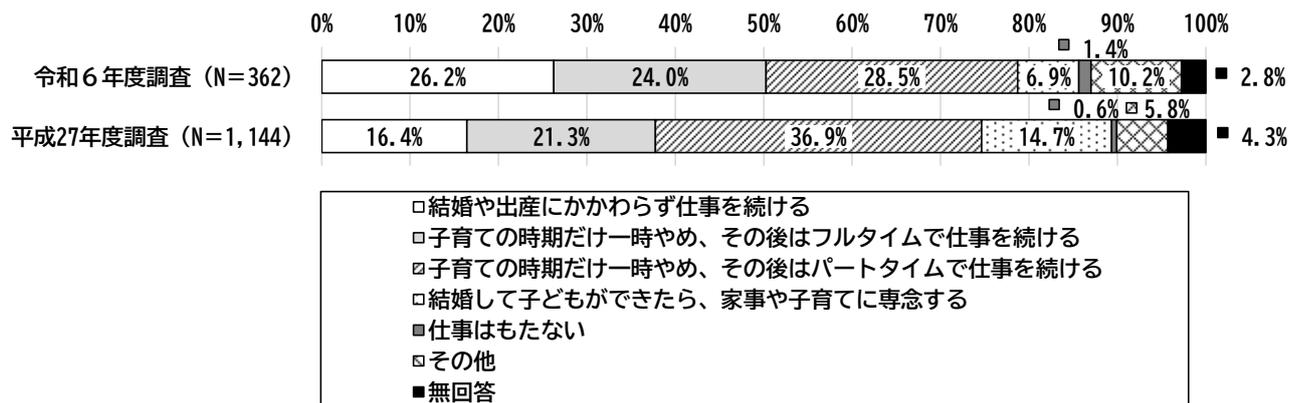
【3 就業について】

問 あなたは、女性の働き方について、理想はどうあるべきだと思いますか。（回答は、1つ）

【平成 27 年度調査との比較】

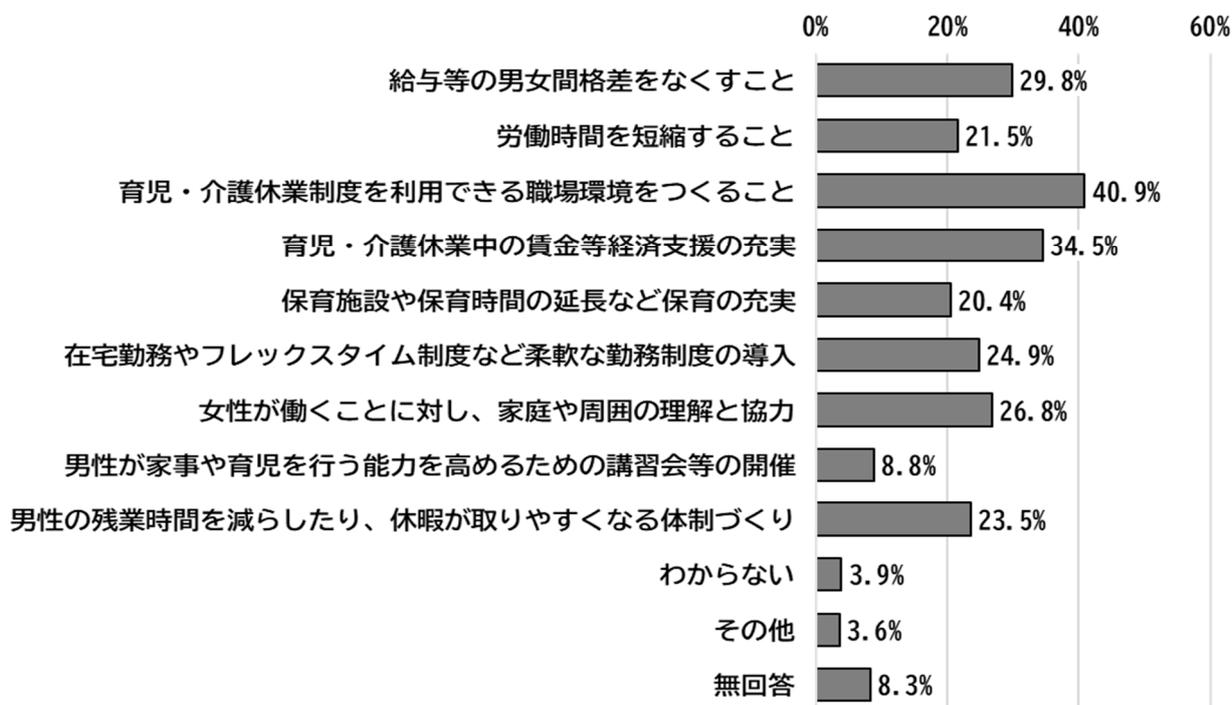
就業に関する設問において、理想の女性の働き方についてたずねた結果を、平成 27 年度調査結果と比較したところ、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」という回答割合は 9.8 ポイント増加し、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」という回答割合は 2.7 ポイント増加しています。一方で、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」という回答割合は 8.4 ポイント減少し、「結婚して子どもができれば、家事や子育てに専念する」の回答割合は 7.8 ポイント減少しています。

この結果から、結婚・出産などのライフイベントを経た後も、フルタイムで働くことを理想とした考えが広まってきていることがうかがえます。



問 あなたは、男性・女性がともに仕事と家庭を両立していくための条件として、どのようなことが必要だと思いますか。（回答は、3つまで）

就業に関する設問において、男性・女性がともに仕事と家庭を両立していくための条件としてどのようなことが必要かをたずねたところ、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が40.9%と最も高く、次いで「育児・介護休業中の賃金等経済支援の充実」が34.5%、「給与等の男女間格差をなくすこと」が29.8%となっています。



働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、少子高齢化が急速に進む現代社会において重要な課題です。

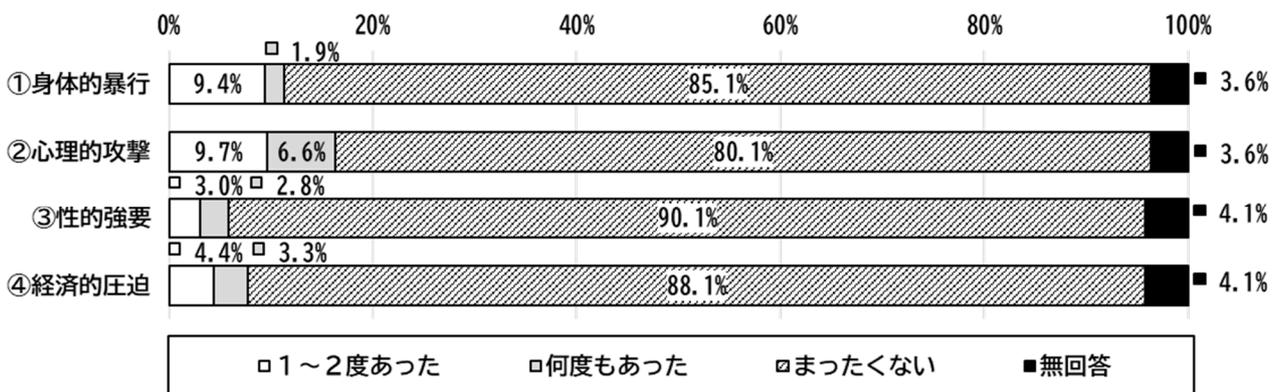
理想の女性の働き方の設問の結果から、フルタイムで働くことを理想とする考え方が、広まってきていることが確認できています。

また、男女がともに仕事と家庭を両立していくための条件についての設問の結果では、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」「育児・介護休業中の賃金等経済支援の充実」「給与等の男女間格差をなくすこと」が上位にあげられています。

【4 暴力について】

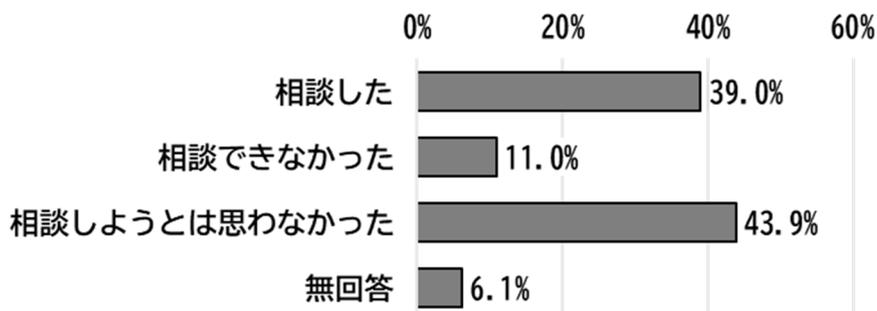
問 あなたは、夫や妻（事実婚や別居中、離婚後を含む）、婚約者、恋人などの相手から次のようなことをされたことがありますか。（回答は、それぞれ1つ）

暴力に関する設問において、夫や妻（事実婚や別居中、離婚後を含む）、婚約者、恋人などの相手からされたことがある行為をたずねたところ、「1～2度あった」の回答では、「②心理的攻撃」が9.7%と最も高く、次いで「①身体的暴行」が9.4%となっています。一方、「何度もあった」の回答では、「②心理的攻撃」が6.6%と最も高く、次いで「④経済的圧迫」が3.3%となっています。



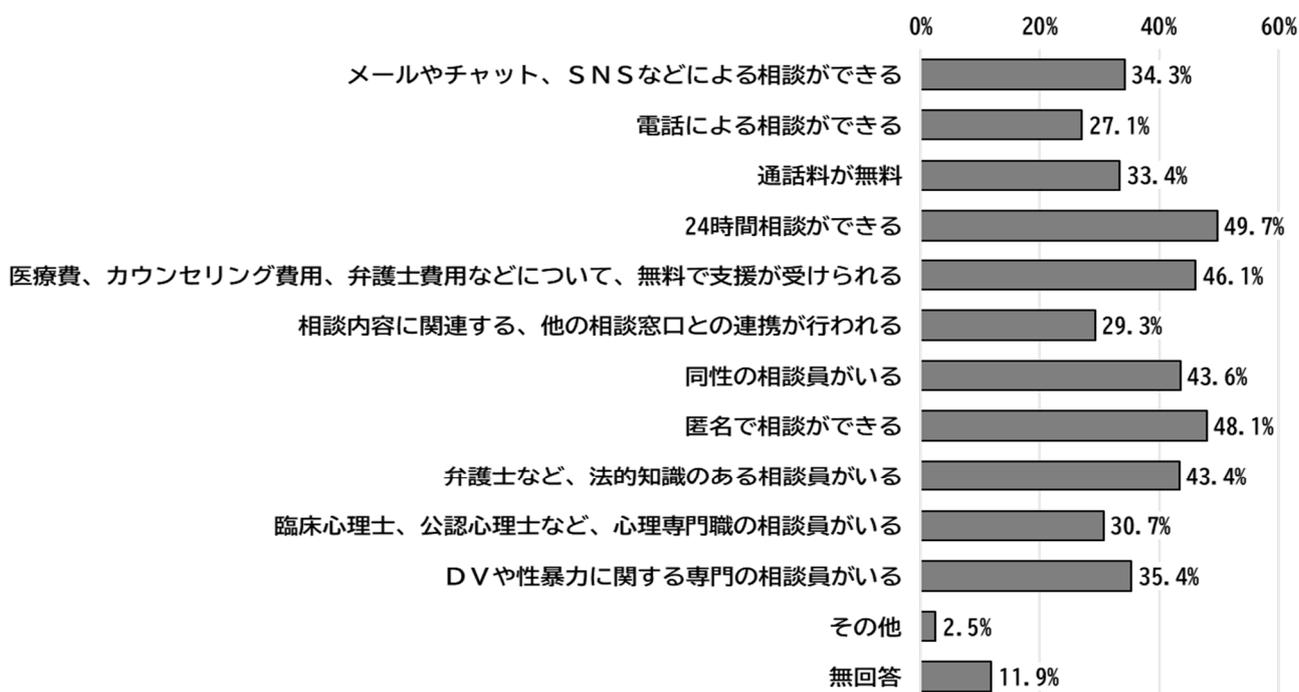
問 前の問で「1～2度あった」または「何どもあった」に1つでも回答された方にうかがいます。相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（回答は、1つ）

相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかどうかの回答では、「相談しようとは思わなかった」が43.9%と最も高く、次いで「相談した」が39.0%、「相談できなかった」が11.0%となっています。



問 あなたは、女性に対する暴力やさまざまな悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。（回答は、いくつでも）

暴力に関する設問において、女性に対する暴力やさまざまな悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいことをたずねたところ、「24時間相談ができる」が49.7%と最も高く、次いで「匿名で相談ができる」が48.1%、「医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる」が46.1%となっています。



本来、暴力は、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態を考えると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

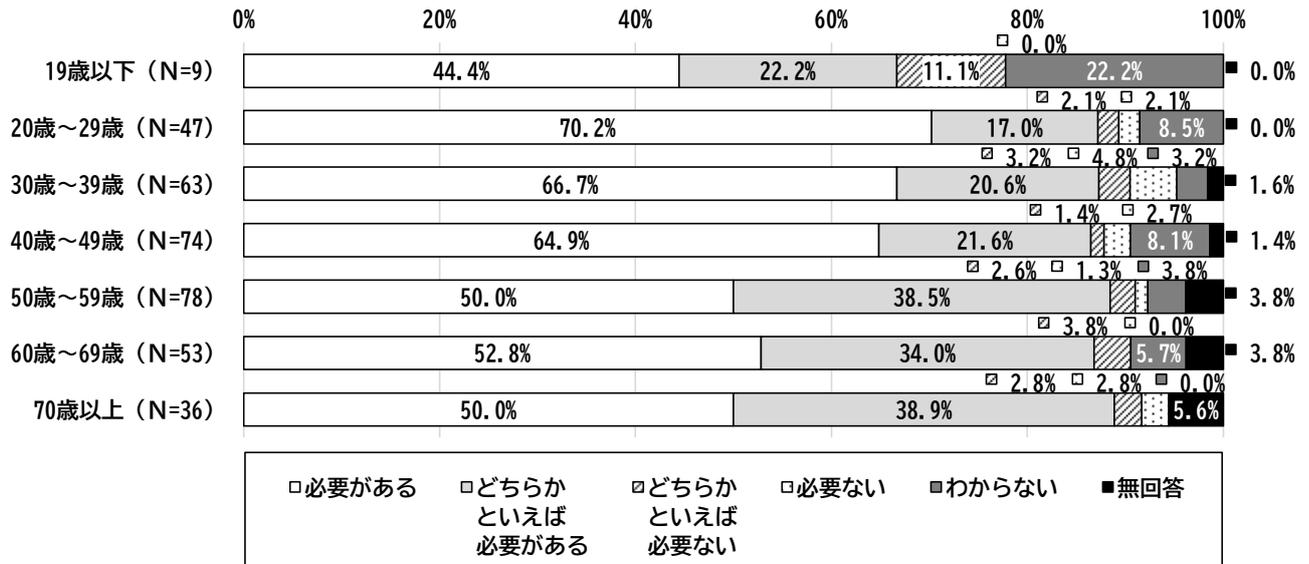
住民意識調査によると、「相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかどうか」という問いに対し、「相談した」と回答した割合よりも、「相談しようと思わなかった」や「できなかった」と回答した割合が上回っています。

相談できなかった理由を別の設問でたずねたところ、「相談しても無駄だと思った」「誰（どこ）に相談したらよいかわからなかった」という理由が上位を占めており、相談窓口の周知、充実が必要です。

【5 防災について】

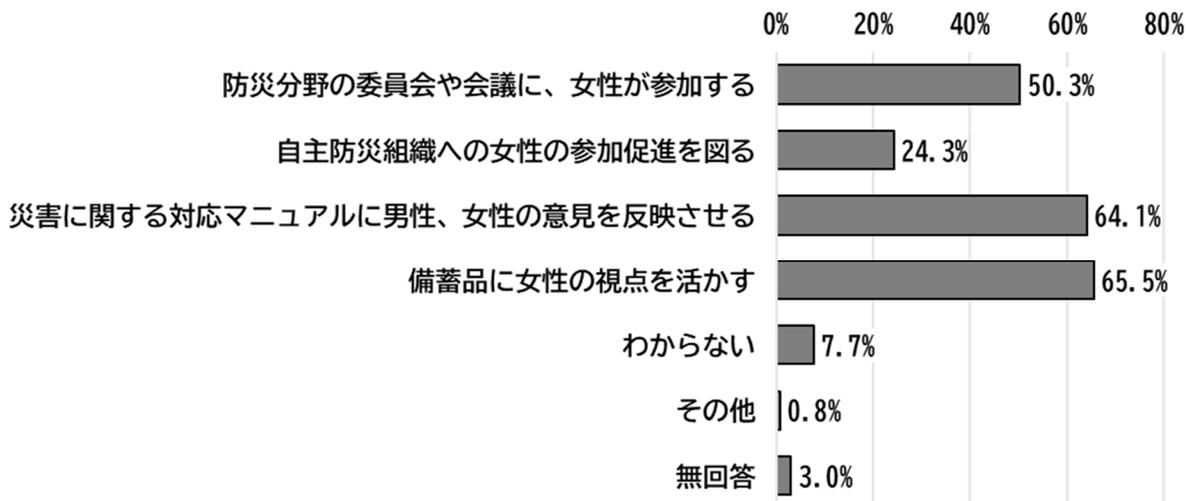
問 あなたは、防災・災害復興対策に、男女の性別に配慮した対応がとられる必要があると思いますか。(回答は、1つ)

防災に関する設問において、防災・災害復興対策への性別に配慮した対応の必要性の有無をたずねたところ、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合わせた『必要がある』の回答割合が高くなっています。年代別にみると、全ての年代において「必要がある」とする回答割合が高く、特に20歳代~40歳代では60%以上を占めています。



問 あなたは、災害に備える体制整備にあたり、男女共同参画の視点を活かすためにはどのようなことが必要だと思いますか。(回答は、3つまで)

防災に関する設問において、男女共同参画の視点を活かした災害対策に必要なことをたずねたところ、「備蓄品に女性の視点を活かす」が65.5%と最も高く、次いで「災害に関する対応マニュアルに男性、女性の意見を反映させる」が64.1%、「防災分野の委員会や会議に、女性が参加する」が50.3%となっています。



災害などの非常時には、平常時の問題が顕在化する傾向にあります。家庭における責任が女性に重くのしかかり、経済的な責任が男性を追い詰めるなど、固定的な性別役割分担意識の影響が強くなります。また、身体的・精神的ストレスにより、DVなどの女性に対する暴力が増加することが懸念されます。

住民意識調査によると、「性別に配慮した対応の必要性があると思いますか」という問いに対し、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合わせた『必要がある』の回答が、「必要ない」と「どちらかといえば必要ない」を合わせた『必要ない』という回答を上回っています。

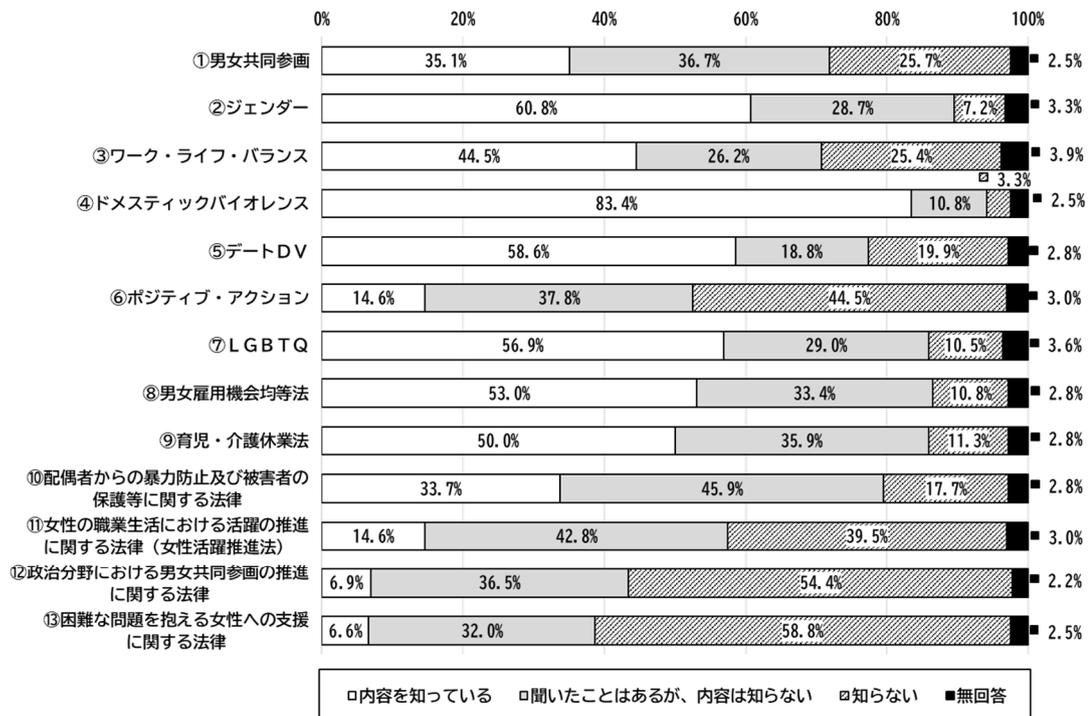
別の設問で、「災害に備える体制整備にあたり、男女共同参画の視点を活かすためにどのようなことが必要か」についてたずねたところ、以下の回答が上位を占めています。「備蓄品に女性の視点を活かす」「災害に関する対応マニュアルに男性、女性の意見を反映させる」「防災分野の委員会や会議に、女性が参加する」という内容です。

平常時から防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れ、すべての人が安心して暮らすことができる環境の整備を進めていく必要があります。

【6 男女共同参画について】

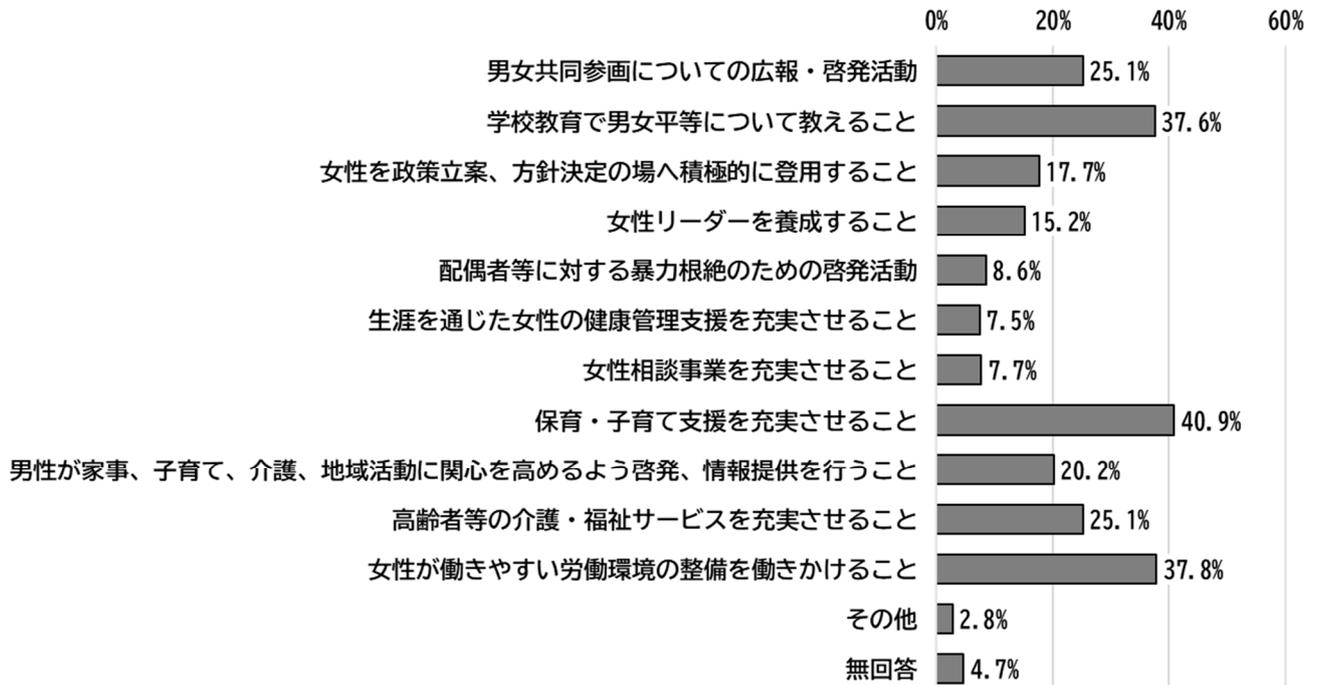
問 あなたは、次の言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。(回答は、それぞれ1つ)

男女共同参画における設問において、各項目の認知度についてたずねたところ、「内容を知っている」という回答では、「④ドメスティックバイオレンス」が83.4%と最も高く、次いで「②ジェンダー」が60.8%となっています。一方、「聞いたことはあるが、内容は知らない」という回答では、「⑩配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」が45.9%と最も高く、次いで「⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が42.8%となっています。「知らない」という回答では、「⑬困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が58.8%と最も高く、次いで「⑫政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が54.4%となっています。



問 あなたは、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、町はどのようなことに優先して取り組むべきだと思いますか。（回答は、3つまで）

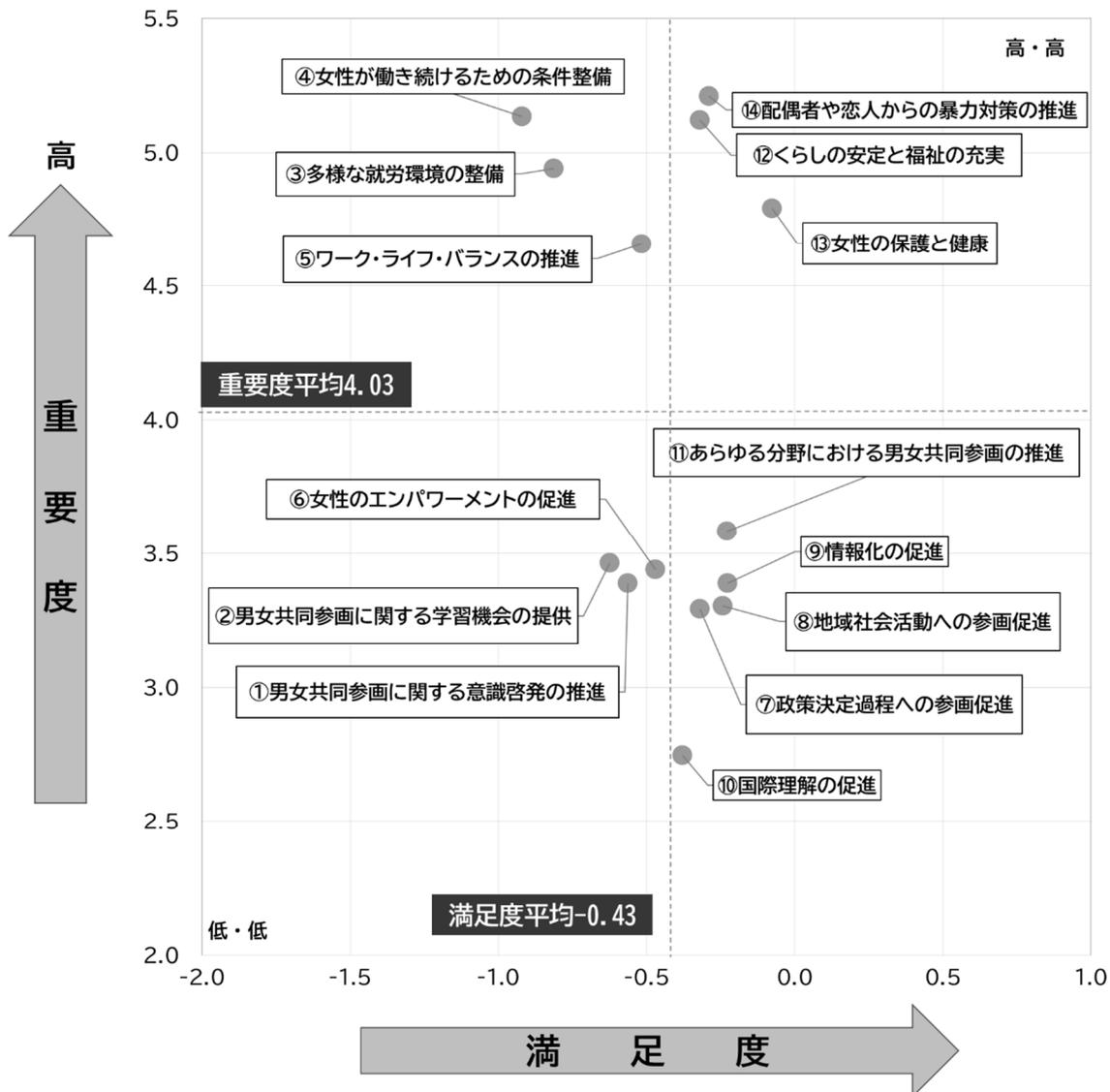
男女共同参画に関する設問において、男女共同参画社会の実現のために、今後、町がどのようなことを優先して取り組むべきかをたずねたところ、「保育・子育て支援を充実させること」が40.9%と最も高く、次いで「女性が働きやすい労働環境の整備を働きかけること」が37.8%、「学校教育で男女平等について教えること」が37.6%となっています。



【7 毛呂山町の取組について】

問 第三次もろやま男女共同参画プランでは、「Ⅰ男女共同参画の意識づくり」「Ⅱ女性が働き続けるための条件整備」「Ⅲ社会活動への女性の参画促進」「Ⅳ女性の健康と福祉の向上」の4つの柱を設定し、さまざまな施策に取り組んでいます。そこで、町が実施する施策について、満足度と重要度を教えてください。（回答は、それぞれ1つ）

毛呂山町の取組に関する設問において、第三次もろやま男女共同参画プランにおける取組の満足度・重要度をたずねました。各項目における満足度と重要度について、回答ごとに配分された点数（ウエイト）を各回答割合に乗じて合計した加重平均により比較したところ、本町の課題と考えられる最も“重要度高く満足度が低い”項目は、「④女性が働き続けるための条件整備」、次いで「③多様な就労環境の整備」、「⑤ワーク・ライフ・バランス*の推進」となっています。



第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

「一人ひとりが性別にかかわりなく、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～

*きずく＝「気付（づ）く」、「築く」

この計画は、町民一人ひとりが個性と能力を生かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

また、男女共同参画社会の理念は、国際社会においては「女子差別撤廃条約*」の中で、国内では「男女共同参画社会基本法」で示されており、いずれも性別にかかわらず、個々の生き方や考え方、能力が尊重されることの必要性がうたわれています。

そのため、本計画は「第三次もろやま男女共同参画プラン」までの成果や課題を継承し、「一人ひとりが性別にかかわりなく、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」を基本理念に掲げ、計画の実現を図っていきます。



2 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

基本目標	施策の方向	基本施策
Ⅰ 人権を尊重し認め合える意識づくり	1 男女共同参画に関する意識啓発の推進	① 男女共同参画意識の普及啓発 ② 性の多様性に関する理解促進
	2 男女共同参画に関する学習機会の提供	① 家庭、学校、社会における男女共同参画の推進
Ⅱ いきいきと活躍できる環境づくり (毛呂山町女性活躍推進計画)	1 ワーク・ライフ・バランスの充実	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境整備 ② 仕事と生活の両立支援
	2 政策決定過程への男女共同参画の促進	① 地域社会における女性の参画促進 ② 行政分野における女性の参画推進
Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり	1 安全安心な地域づくりの推進	① 防災・防犯における男女共同参画の推進
	2 誰もが安心して生活するための多様な生き方への支援	① 暮らしの安定と福祉の充実
		② 生涯を通じた健康への支援
	3 あらゆる暴力の根絶(毛呂山町DV防止基本計画)	① 暴力を許さない社会づくりの推進
② DV被害者の保護と自立に向けた支援		
4 困難な問題を抱える女性への支援(毛呂山町困難女性支援基本計画)	① 困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実	
	② 困難な問題を抱える女性への自立支援	

3 基本目標

基本目標Ⅰ 人権を尊重し認め合える意識づくり

あらゆる分野において男女が共に活躍し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが、性別に関わらずお互いを尊重し、認め合い、男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

そのためには、家庭・学校・職場・地域を通し、男女共同参画社会の理解促進と意識づくりを推進していく必要があります。

さらに、性の多様性への理解を深め、性別に基づく固定概念にとらわれた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

施策の方向1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画社会は、女性のための取組だけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、誰にとっても暮らしやすい社会であると言われています。

住民意識調査によると、男女の地位について、「家庭」「職場」「学校・教育機関」「慣習やしきたり」「法律等の制度」「地域活動」「政治」「社会全体」の全ての項目において、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた回答の割合が、「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が優遇されている」を合わせた回答の割合よりも、高くなっています。また、「慣習やしきたり」「政治」「社会全体」の項目において、「男女が平等となっている」と回答した割合はいずれも15%前後となっています。

家庭、職場、学校・教育機関などのあらゆる分野において、男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画に関心を持ち、意識を変えていくことが大切です。そのためには、より一層の意識啓発と理解の促進を図ることが必要です。

- ▶ 一人ひとりが男女共同参画に対しての関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識するための意識啓発に取り組みます。
- ▶ 一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されることなく、お互いを尊重し、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指します。
- ▶ すべての取組にジェンダー平等の視点を取り入れ、ジェンダー主流化*を推進します。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	男女共同参画意識の普及啓発	男女共同参画に関する事業の開催（人権問題講演会の開催）	総務課 生涯学習課
		男女共同参画に関する情報発信（広報誌等による情報発信）	総務課 秘書広報課 図書館
②	性の多様性に関する理解促進	性の多様性に関する理解の促進（「毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の周知）	総務課 生涯学習課 保健センター

施策の方向2 男女共同参画に関する学習機会の提供

家庭や学校、社会において、お互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

住民意識調査によると、第三次もろやま男女共同参画プランで推進されてきた町取組のうち、「男女共同参画に関する学習機会の提供」が、町民の満足度の低い取組となっています。

多様性に配慮した男女共同参画に関する学習機会の提供を充実させることで、学校で育まれた男女平等意識が実社会で生かされ、男女平等意識が定着することが期待できます。そのため、あらゆる対象者への男女共同参画に関する学習機会の提供を充実させることが重要です。

また、人生100年時代といわれる長い人生を見据え、固定的な性別役割分担や性差に関する固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）にとらわれず、教育、仕事、老後という単一的な人生設計だけでなく、人生のステージに応じた学び方、働き方、過ごし方を選択できるように、さまざまな場面での学習機会の提供が必要です。

- ▶ 家庭、学校、職場、保育、地域などさまざまな場面において、男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進するとともに、あらゆる世代を対象とした生涯学習を充実させます。
- ▶ 男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様性に配慮した学習の機会の充実に努めます。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	家庭、学校、社会 における男女共同 参画の推進	家庭における男女共同参画の推進（保護者に対する学習講座の開催、こどもへの男女共同参画事業の広報活動）	生涯学習課 公民館 図書館
		学校における男女共同参画の推進（性別にとらわれない進路指導の充実、こどもの個性に配慮した教育の支援、人権教育の推進）	学校教育課 教育センター
		教職員・保育士等研修の充実（職員研修の実施）	学校教育課 教育センター 子ども課 保育所 総務課
		社会における男女共同参画の推進（人権講座の開催、公民館まつりの開催、スポーツ健康フェアの開催、ボランティアの充実）	生涯学習課 公民館 総務課
		講演会等における参加への配慮（託児サービスの充実、ファミリーサポートの充実）	子ども課 こども家庭センター 全課

基本目標Ⅱ いきいきと活躍できる環境づくり【毛呂山町女性活躍推進計画】

性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へと参画することは、多様性に富んだ社会を作る上で欠かすことができません。

男女共同参画・女性活躍を推進することで、少子高齢化が急速に進む人口減少社会においても、持続可能な社会の実現を目指します。

そのために、子育て支援や介護支援を充実させ、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

また、働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会の維持のため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの充実

仕事と家庭を両立でき、それぞれのライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられています。

住民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担に関する考え方について、平成27年度の前回調査結果と比較したところ、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた回答の割合が13.9ポイント増加しており、固定的な性別役割分担の解消が進んでいることがうかがえます。

第三次もろやま男女共同参画プランで推進されてきた町取組のうち、町民の満足度が低く重要度が高いとされる取組は、「女性が働き続けるための条件整備」「多様な就労環境の整備」「ワーク・ライフ・バランスの推進」となっています。

固定的な性別役割分担に対する意識の解消が進む中、仕事と家庭・地域活動等の両立支援のために、第三次もろやま男女共同参画プランでの「女性が働き続けるための条件整備」「多様な就労環境の整備」「ワーク・ライフ・バランスの推進」を深化させ、本計画においては、「ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境整備」「仕事と生活の両立支援」として、より一層の男女共同参画の推進を図ります。

また、ハラスメント*は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力の発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為です。働く場において、あらゆるハラスメントの防止について意識改革が必要です。

- ▶ 性別にかかわらず誰もがやりがいや充実感を感じて働くことができ、ライフステージに応じて多様な生き方を選択できる社会環境の整備を推進します。
- ▶ 仕事と生活の両立支援のため、育児や介護のために必要な制度などの情報提供に努めます。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	ワーク・ライフ・ バランスの普及啓 発・環境整備	労働者・事業者への情報提供及び周知（労働に関する 各種法律制度等の周知、町内事業者連携による情報提 供）	産業振興課 総務課
		職場におけるあらゆるハラスメントの防止（ハラスメ ント防止に関する意識啓発、相談体制の充実及び男女 雇用機会均等法の周知）	総務課
		職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 （ワーク・ライフ・バランスの情報周知）	総務課 産業振興課
		女性への就労・再就職支援（商工会等との連携による 情報提供、講演会等の情報提供）	産業振興課 総務課 福祉課
		農業分野における男女共同参画の推進（新規就農者へ の情報提供、農業委員会への女性の参画促進）	産業振興課 農業委員会
②	仕事と生活の両立 支援	子育て支援サービスの充実（毛呂山町こども計画に基 づく子育て支援の充実）	子ども課 学童保育所 こども家庭センター
		介護サービスの充実（毛呂山町高齢者総合計画に基 づく介護サービスの充実）	高齢者支援課
		男性にとっての男女共同参画の推進（男性に対する家 事・育児・介護参加への啓発、父親学級等の開催、男 性職員の育児・介護休暇取得促進）	総務課 子ども課 こども家庭センター 高齢者支援課

施策の方向2 政策決定過程への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、仕事、家庭生活、地域生活等のあらゆる分野に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワメント*を図る(力をつける)ことが重要です。

住民意識調査によると、理想の女性の働き方について、平成27年度の前回調査結果と比較すると、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」と「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」を合わせた回答の割合が12.5ポイント増加しています。結婚・出産などのライフイベントにかかわらず働き続けること、離職しても子どもの成長後に再就職を希望している人の割合が高まっていることがうかがえます。

第三次もろやま男女共同参画プランで推進されてきた町取組のうち、「女性のエンパワメントの促進」が町民の満足度の低い取組となっています。

男女が平等な立場で働くためには、女性の視点と行動力が活かされるように、女性が活躍しやすい環境づくりを整備し、女性の社会進出を後押しする必要があります。

- ▶ あらゆる分野において、多様な視点や新たな発想を取り入れていくため、女性の人材育成や参画促進に努めます。
- ▶ 女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性のエンパワメントを促進し、あらゆる分野における女性の参画と活躍を推進します。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	地域社会における女性の参画促進	女性委員のいない審議会等の早期解消（審議会等への女性登用の推進）	総務課 全課
		地域活動への参加を促すための意識の啓発（各種団体に対する男女共同参画に関する啓発や情報発信、ボランティア参加の推進）	総務課 生涯学習課 公民館 こども家庭センター 福祉課
②	行政分野における女性の参画推進	政策決定の場への登用（事務分担の平等化、政策決定の場への登用、女性の人材育成及び意識啓発）	総務課 全課

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり【毛呂山町DV防止基本計画及び毛呂山町困難女性支援基本計画を含む】

一人ひとりの人権が尊重され、安全な環境で、安心していきいきと生活できることは、男女共同参画社会の基本となります。そのために、生涯にわたって健康で充実した生活を送れるよう、福祉の充実、健康への支援を行います。

また、立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、DVや暴力に関する正しい知識の普及に努めるとともに、被害者支援や問題の早期発見、早期対応ができる体制づくり、相談体制の充実など、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりを目指します。男性が中心となりがちな防災・復興の分野でも、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災対策を推進します。

さらに、ひとり親家庭や生活に困窮した人、外国籍住民、高齢や障害などにより生活上の困難を抱える人を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向1 安全安心な地域づくりの推進

近年の大災害をきっかけに、避難所運営や災害復旧には、男女共同参画の視点と行動力が欠かせないものとなっています。

住民意識調査によると、防災・災害復興対策への性別に配慮した対応の必要性について、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合わせた『必要がある（以下同様）』の回答割合が高くなっています。年代別で見ると、全ての年代において「必要がある」とする回答割合が高く、特に20歳代から40歳代では6割以上を占めています。

- ▶ 多様な視点に配慮した防災を進めるために、女性が防災・減災対策などの意思決定過程や現場に参画し、女性と男性が受ける影響の違いなどに十分に配慮された取組が必要です。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	防災・防犯における男女共同参画の推進	防災の分野における男女共同参画の推進（男女共同参画の視点を踏まえた意識啓発、毛呂山町防災会議などへの女性の参画促進、防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進）	総務課
		防犯・安全対策の分野における男女共同参画の推進（地域における防犯パトロールの実施、こどもの見守り活動等の実施）	生活環境課 生涯学習課

施策の方向2 誰もが安心して生活するための多様な生き方への支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、社会福祉サービスの充実・向上を図り、心豊かでゆとりある生活を送れるように、社会的支援を行うことが必要です。

本町は、全国的な傾向と同様に人口減少が進んでいて、今後さらに少子高齢化が加速することが予測されています。また、社会情勢などの変化に伴い、非正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加、ひきこもりなど、さまざまな生活上の困難に直面する人々の増加が懸念されています。

住民意識調査によると、第三次もろやま男女共同参画プランで推進されてきた町取組のうち「くらしの安定と福祉の充実」や「女性の保護と健康」については、町民の満足度が高く、重要度が高い取組とされています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、本計画においても、さらなる社会的支援の充実が求められます。

- ▶ 社会福祉サービスの充実・向上を図り、心豊かでゆとりある生活を送れるよう、社会的支援の取組を推進します。
- ▶ 妊娠や出産、不妊、避妊、更年期など、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、包括的に支援するための取組を推進します。
- ▶ 人生100年時代の活躍を見据えたさまざまな健康課題への取組を推進し、健康の増進を支援することが必要です。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	くらしの安定と福祉の充実	ひとり親家庭への支援（特別児童扶養手当・児童扶養手当・医療費等の支給、就労支援）	子ども課 こども家庭センター 福祉課
		困難を抱えた方への支援の充実（こども食堂・フードドライブ*等の情報提供）	福祉課 こども家庭センター 教育センター
		国際理解と外国籍住民への支援（外国語指導助手の配置、日本語学習教室による学習支援）	学校教育課 生涯学習課 公民館
		高齢者への生活支援（介護予防事業の充実、社会活動への参加促進、地域包括支援センターの周知、シルバー人材センターへの活動支援、老人クラブ等への活動支援）	高齢者支援課 山根荘
		障害のある方への支援の充実（相談支援体制の充実・強化、障害者就労支援センターの周知、地域生活支援の充実・強化）	福祉課
②	生涯を通じた健康への支援	母子健康事業の充実（こども家庭センターの充実、産後ケアに関する事業の推進、母性に対する理解の推進）	こども家庭センター 学校教育課
		健康増進事業の推進（がん検診の普及啓発、特定健診体制の整備充実、リプロダクティブヘルス*に関する普及啓発、こころの健康づくりに関する相談対応）	保健センター 学校教育課

施策の方向3 あらゆる暴力の根絶（毛呂山町 DV 防止基本計画）

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、本町のめざす男女共同参画社会の基本となります。DV（配偶者等からの暴力）やデートDV（交際相手からの暴力）、性暴力等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。

住民意識調査によると、配偶者や婚約者、恋人から身体的攻撃、心理的攻撃、性的強要、経済的圧迫を受けたことがある方のうち、「相談できなかった」または「相談しようとは思わなかった」と回答した理由として、44.4%（45件中、20件）が「相談しても無駄だと思った」と選択しています。また、「誰（どこ）に相談したらよいかわからなかった」と選択する方も24.4%（45件中、11件）おり、相談窓口の周知と体制整備の充実が求められています。

暴力を受けた人が安心して相談できる相談機関の周知や、その後の生活を安心して送れるようにするためには、切れ目のない、包括的な支援が必要です。

あらゆる暴力の根絶のためには、意識改革が欠かせず、暴力を容認しない社会環境の整備が重要です。

- ▶ 性別に起因するあらゆる暴力を許さない地域社会をつくるための意識啓発を進めます。
- ▶ DV防止に向けた取組に加え、被害者支援及び加害者支援の体制整備等の総合的なDV対策を推進していくことが重要です。
- ▶ 被害者支援においては、被害者に対する生命及び身体の安全の確保、情報管理の徹底が重要です。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	暴力を許さない社会づくりの推進	あらゆる暴力を防止するための意識啓発及び情報発信 (暴力防止の意識啓発及び情報発信)	総務課、福祉課 こども家庭センター 保健センター 学校教育課
		若年層に向けた意識啓発及び情報発信(暴力に関わる 人権教育・デートDV防止啓発の推進)	総務課 学校教育課
②	DV被害者の保護 と自立に向けた支援	DVからの保護及び防止(相談窓口の周知・情報発信、 支援体制の充実)	福祉課、総務課 住民課 子ども課 こども家庭センター 保健センター 高齢者支援課
		被害者の安全確保と支援体制の充実(DV等対策庁内 連携会議の開催)	福祉課、総務課 住民課 子ども課 こども家庭センター 保健センター 学校教育課 高齢者支援課
		被害者の自立に向けた支援の充実(心身の健康回復支援、 経済的基盤の確立支援、こどもの養育支援)	福祉課、総務課 子ども課 こども家庭センター 保健センター 学校教育課 関係各課

施策の方向4 困難な問題を抱える女性への支援（毛呂山町困難女性支援基本計画）

全国的に、男女の雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差などを背景として、女性は男性より貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせるように、相談・支援体制を充実させ、生活を立て直していく取組が必要です。

- ▶ 困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、相談窓口及び制度に関する周知を図ります。
- ▶ 女性の貧困は、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性、ひとり親世帯の女性等、全ての年代の女性に生じうることに留意する必要があることから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び支援のための施策を推進します。

番号	基本施策	事業名	主な担当課
①	困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実	困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実（多様な相談体制の整備、相談事業の周知）	福祉課 子ども課 こども家庭センター 保健センター 高齢者支援課 学校教育課 総務課
②	困難な問題を抱える女性への自立支援	困難な問題を抱える女性への自立に向けた支援体制の充実（関係機関連携による支援体制の整備）	福祉課 子ども課 こども家庭センター 保健センター 高齢者支援課 学校教育課 総務課

第4章 計画の推進

1 推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第3章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、町が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、住民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画を、総合的かつ効果的に推進するため、関係各課との調整・連携を図りながら全庁的に取り組みます。

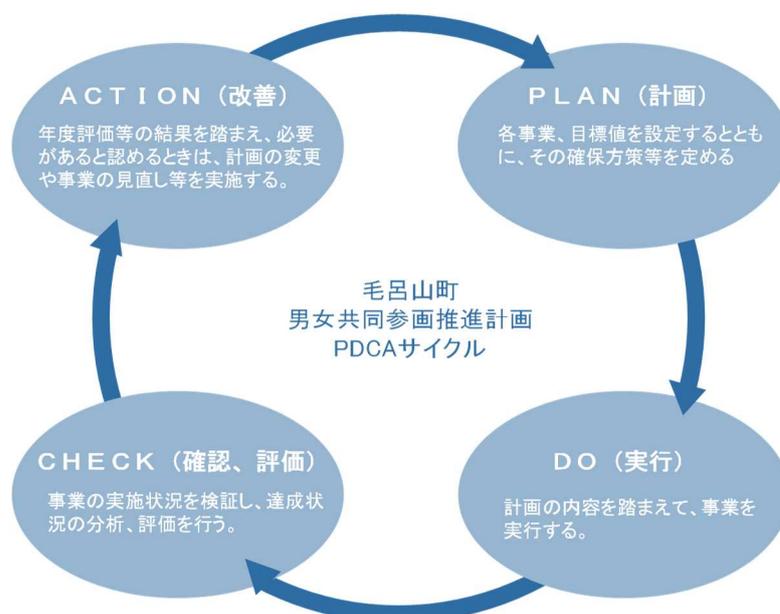
また、本計画の進行管理は、各担当課により事業進捗管理を行い、「毛呂山町男女共同参画推進会議」に諮り、住民と各担当課が連携し、整合性を図りながら施策を推進します。

2 評価方法

毎年度各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、毛呂山町男女共同参画推進会議等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれらを検証し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ図



3 数値目標

指 標		現状値 (基準値)	目標値 (R16)	備 考
基本目標Ⅰ 人権を尊重し認め合える意識づくり				
1	男女共同参画やLGBTQ*に関する講演会等の開催数	2回/年	2回/年	現状値は令和6年度実績値
2	LGBTQ（性的マイノリティ）の認知度（「内容を知っている」と答える人の数）	56.9%	70.0%	現状値は男女共同参画に関するアンケート調査結果
3	固定的な性別役割分担に賛同しない人の割合（「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について「そう思わない」人の割合）	56.1%	70.0%	現状値は男女共同参画に関するアンケート調査結果
基本目標Ⅱ いきいきと活躍できる環境づくり				
1	ファミリー・サポート・センター事業利用回数	330件/年	495件/年	現状値は行政報告書より
2	審議会等（地方自治法(第202条の3)に基く審議会等）における女性委員の割合	26.4%	40.0%	現状値は令和6年4月1日現在の割合
3	町の管理職（主幹相当職以上）に占める女性職員の割合	28.1%	32.0%	現状値は令和6年4月1日現在の割合
基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり				
1	女性のがん（子宮頸がん）検診受診率 女性のがん（乳がん）検診受診率	9.9% 15.5%	18.0% 22.0%	地域保健・健康増進事業報告及び健康増進計画より
2	暴力や嫌がらせを受けた経験のある人のうち、相談した人の割合	39.0%	50.0%	現状値は男女共同参画に関するアンケート調査結果

資料編

1 毛呂山町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 毛呂山町における男女共同参画社会の推進を図るため、毛呂山町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、男女平等の推進と男女共同参画社会の形成に関する事項について審議し所掌する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 推進会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 推進会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(作業部会)

第8条 推進会議に、必要に応じて作業部会を（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、町職員をもって組織する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

2 毛呂山町男女共同参画推進会議委員名簿

(敬称略)

	委員名	備考
1	岩上陽子	会長
2	安谷屋雅子	副会長
3	中村榮治	
4	渡辺清文	
5	菅原真美	
6	近藤ゆき江	

3 毛呂山町DV等対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力及びストーカー行為並びに児童、高齢者及び障がい者への虐待（以下「DV等」という。）について、庁内関係部署が相互に連携し、情報の共有を図り、DV等被害者（DV等を受けた者をいう。以下同じ。）の保護及び自立を支援するほか、DV等の防止についての施策を庁内における横断的な取組により総合的に推進していくため、毛呂山町DV等対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV等被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV等の防止に関する機関、団体、民生委員・児童委員等との情報の共有に関すること。
- (3) DV等の防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する基本計画の策定、推進及び見直しに関すること。
- (5) その他DV等被害者の支援に必要な施策の検討に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる課等のうちから、当該所属長が指名する職員をもって組織する。

- (1) 総務課
- (2) 税務課
- (3) 住民課
- (4) 福祉課
- (5) 子ども課
- (6) 高齢者支援課
- (7) 保健センター
- (8) 教育委員会学校教育課
- (9) こども家庭センター

(会長)

第4条 連携会議の会長（以下「会長」という。）は、総務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、会長が、連携会議を組織する職員のうちから、事案に関係ある者を召集し、その議長となる。

2 連携会議は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 連携会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

4 第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所 属	職 名	委 員 名	備 考
1	税務課	副課長	横 山 幸 乃	DV等対策庁内連携 会議委員
2	住民課	副課長	大 野 直 子	DV等対策庁内連携 会議委員
3	住民課	主 幹	串 田 静 代	DV等対策庁内連携 会議委員
4	福祉課	主 幹	市 川 秀 人	DV等対策庁内連携 会議委員
5	高齢者支援課 高齢者福祉係	係 長	細 井 英 司	DV等対策庁内連携 会議委員
6	子ども課	副課長	野 田 千 永	DV等対策庁内連携 会議委員
7	子ども課 保育係	係 長	石 塚 宗	DV等対策庁内連携 会議委員
8	保育センター 保健係	主 査	梶 原 亜津紗	DV等対策庁内連携 会議委員
9	学校教育課 学務係	係 長	町 田 智 宏	DV等対策庁内連携 会議委員
	総務課	課 長	酒 巻 義 一	事務局
	総務課	副課長	森 村 早 苗	事務局
	総務課	専門員	石 田 麻里子	事務局
	総務課 自治振興係	係 長	小 林 伸 行	事務局
	総務課 自治振興係	主 任	坂 口 智 博	事務局
	総務課 自治振興係	主 事	市 川 大 智	事務局
	総務課 自治振興係	主 事	山 口 裕 也	事務局

5 策定経過

日 程	内 容
令和6年 2月29日	令和5年度第5回毛呂山町男女共同参画推進会議 ・ 来年度の男女共同参画プラン改定について ・ 住民意識調査について
令和6年 4月18日	令和6年度第1回毛呂山町男女共同参画推進会議 ・ 第四次もろやま男女共同参画プランについて
令和6年 4月28日	令和6年度第1回第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第四次もろやま男女共同参画プランについて
令和6年 5月30日	令和6年度第2回毛呂山町男女共同参画推進会議 ・ 第四次もろやま男女共同参画プランについて ・ 住民意識調査について
令和6年 7月	住民意識調査の実施
令和6年 8月5日	令和6年度第2回第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第三次もろやま男女共同参画プランの評価検証について
令和6年 10月2日	令和6年度第3回第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第四次もろやま男女共同参画プラン骨子案について
令和6年 10月16日	令和6年度第4回毛呂山町男女共同参画推進会議 ・ 第四次もろやま男女共同参画プラン骨子案について ・ 住民意識調査の結果について
令和6年 12月10日	令和6年度第4回第四次もろやま男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第四次もろやま男女共同参画プラン素案について
令和6年 12月25日	令和6年度第5回毛呂山町男女共同参画推進会議 ・ 第四次もろやま男女共同参画プラン素案について
令和7年 1. 2月	第四次もろやま男女共同参画プランのパブリック・コメントの実施
令和7年 2月26日	令和6年度第6回男女共同参画推進会議 ・ 第四次もろやま男女共同参画プランについて

6 男女共同参画に関する年表

年	町の動き	国の動き	県の動き
1985年 昭和60年		<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 	
1986年 昭和61年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1991年 平成3年		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業等に関する法律」公布 	
1993年 平成5年	<ul style="list-style-type: none"> 女性町政座談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行 	
1994年 平成6年	<ul style="list-style-type: none"> 「毛呂山町女性会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画審議会」設置（政令） 	
1995年 平成7年		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
1996年 平成8年	<ul style="list-style-type: none"> 「女性フォーラム」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連絡会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 平成9年	<ul style="list-style-type: none"> 「もろやま女性行動計画策定委員会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 	
1998年 平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 「もろやま男女共生プラン」策定 		
1999年 平成11年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 	
2000年 平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
2001年 平成13年		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 	
2002年 平成14年			<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定
2003年 平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 「もろやま男女共生プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	

年	町の動き	国の動き	県の動き
2004年 平成16年	・男女共同参画プラン策定のための住民意識調査の実施	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005年 平成17年	・「第二次もろやま男女共生プラン」策定	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
2006年 平成18年		・「男女雇用機会均等法」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2007年 平成19年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「埼玉県男女共同参画推進プラン」改定
2008年 平成20年	・毛呂山町男女共同参画推進会議の設置		
2009年 平成21年		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
2010年 平成22年		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	
2012年 平成24年		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
2013年 平成25年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014年 平成26年	・DV対策等庁内連携会議の設置		
2015年 平成27年	・男女共同参画に関する意識調査の実施 ・「第三次もろやま男女共同参画プラン」策定	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行	
2017年 平成29年			・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定

年	町の動き	国の動き	県の動き
2018年 平成30年		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 	
2019年 平成31年		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正 	
2020年 令和2年		<ul style="list-style-type: none"> 「第5次男女共同参画基本計画」策定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 	
2021年 令和3年	<ul style="list-style-type: none"> 毛呂山町パートナーシップ宣誓制度の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 	
2022年 令和4年	<ul style="list-style-type: none"> 町防災訓練における啓発活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」制定・施行
2023年 令和5年			<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定
2024年 令和6年	<ul style="list-style-type: none"> 毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の開始 「埼玉縣市町村におけるパートナーシップ制度に係る連携協定」締結、運用開始 男女共同参画に関する意識調査の実施 「第四次もろやま男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定

用語集

【英字】

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など綿密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされている。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指している。

●LGBTQ

LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングやクィアの5つの頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人を表す総称の一つとしても使われている。ただし、LGBTQ以外にも多様な性のあり方がある。

●M字型曲線

女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学校卒業後と子育て終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいう用語。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

【あ行】

●アンコンシャス・バイアス

過去の経験や知識・価値観から身についた、本人も気づかない（無意識、潜在的に持っている）もののとらえ方の偏りや歪みのこと。

●育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。仕事と家庭の両立支援対策を充実させるため、平成3年5月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。

●エンパワーメント

もともとは英語の「パワー（力：ちから）」からきており、一人ひとりが本来もっているすばらしい力を引き出すことの意味。また、「女性のエンパワーメント」という言葉は、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味する。

【か行】

●固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいう。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われるが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言える。

【さ行】

●ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

●ジェンダー主流化（gender mainstreaming）

ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等を達成する手段として、ジェンダーによる思い込みや偏見、性別役割分担によって格差が生じていないかという視点に立って、施策や事業が及ぼす影響などを点検し、その解消を図っていく取組のこと。

●女子差別撤廃条約

日本は昭和 60（1985）年に批准した条約であり、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

●女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成 27

（2015）年 8 月に成立した。令和元（2019）年の改正では、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」等が新たに盛り込まれた。

【た行】

●男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第 2 条）のこと。

●男女雇用機会均等法

昭和 60（1985）年に制定された法律であり、その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益な取扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブアクションの促進などが定められている。平成 28（2016）年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いの防止措置の義務化が定められている。

【は行】

●フードドライブ

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通できない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動、いわゆるフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組のこと。

●ハラスメント

相手に嫌がらせを行うことであり、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

【ら行】

●リプロダクティブヘルス

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいう。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことを示す。

第四次 もろやま男女共同参画プラン

令和7年3月

発行 毛呂山町

編集 毛呂山町 総務課

埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL：049-295-2112

FAX：049-295-0771

URL：<https://www.town.moroyama.saitama.jp>